(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	産業政策課	検索番号	1 - 1	
法令名	計量法	根拠条項	1 0 7			
許認可等	計量証明の事業の登録					

(根拠規定)

計量法第 108 条

(許認可等の基準)

「計量証明事業登録等実施要領について(平成5年11月1日5機局第703号)」廃止後の審査基準

「自治事務化に伴う計量法関係の解釈・運用等について(平成12年4月1日付経済労働部 長決裁)

「計量証明事業の登録等について」平成13年6月改訂計量法関係ガイドライン 登録の要件等

- (1)法第107条第1号に規定される計量証明の事業の登録を受けようとする者の事業所には、一般計量士又は法第108条第5号口に掲げる者(一般計量に係る者に限る。以下「主任計量者という。」が最低1名は配置されていなければならない。
- (2)法第107条第2号に規定される計量証明の事業の登録については、環境計量士が2以上の事業所を受け持つ場合及び他の職業を兼務している場合、原則としてこれを認めない。ただし、これら事業所又は他の勤務先が近接している等の条件が整っており、2以上の事業所を受け持ち、又は他の職業を兼務しても計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置(以下、単に「計量証明用設備」という。)の保管、検査及び整備、計量証明の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずる責任を果たすことができると認められる場合には、例外的に兼務しても差し支えないものとする。

なお、環境計量士か兼務である場合には、その事業登録に当たって、兼務先との雇用契約 及び勤務条件に関する書面の提出を求める等により、兼務の実態を十分把握すること。

- (3)計量証明の事業の登録を受けたものが、登録要件である計量士又主任計量者を欠くに至ったときは、計量証明書を発行できないことはもとより、速やかに補充できない場合は、事業廃止届を提出させるものとする。
- (4)登録に必要な計量証明用設備は、事業者自らが所有し、その保管、検査及び設備等に ついて責任を果たせる状態に有ると認められることを原則とする。ただし、事業者の計量証 明用設備が共用、賃貸等であっても、その保管、検査及び設備等について責任を果たせる状態にあると認められる場合は、差し支えないものとする。

- (5)都道府県知事は、計量証明の事業の登録をするに際し、申請者の事業内容を掌握する ため、申請書のほか必要に応じ、住民票(法人にあっては、登記簿謄本又は登記簿抄本)、 事業所の図面の添付を求めることができる。
- (6)都道府県知事は、登録に際し申請書の記載事項について必要に応じて現地調査を行う ものとする。
- (7)法第108条第4号の器具、機械又は装置であって、施行規則第40条で定められた 別表第4の二質量の第二欄の口「令第二条第二号口に掲げる分銅」は同欄のイ「令第二条第 二号イ(1)又は、(2)に掲げる非自動はかり」と分銅とする。

従って、法第109条第1号及び第2号の質量の計量証明事業の登録の基準において、計

量証明事業者が法第116条の計量証明検査に準じて行う計量管理のために必要な分銅の所 持を義務づけるものではない しかし、適正な計量の実施を確保するために必要な措置として一定の分銅の所有を指導す ことを妨げるものではない。 (その他)